

# 後期高齢者医療制度の保険証更新

8月1日(火)から新しい保険証になります、有効期限に注意してください



後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する制度です。病院で治療を受けるときに必要な保険証が、8月1日(火)から新しい保険証になります。

## 8月1日(火)から藤色の保険証

現在使っているオレンジ色の保険証が使えるのは7月31日(月)までです。8月1日(火)からは、新しい保険証を使ってください。新しい保険証は、7月31日(月)までに対象の人に郵送します。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、国保年金課まで連絡してください。



8月1日(火)から使える新しい保険証(藤色)



7月31日(月)まで使える保険証(オレンジ色)

## 使えなくなった保険証は、確実に処分を

有効期限を過ぎた保険証は、各自で確実に処分するか、国保年金課または深良支所、富岡支所、須山支所の窓口へ返却してください。

●保険証を詐取する事例が発生しています。県後期高齢者医療広域連合の職員や市の職員を装い「保険証の更新時期になったので、古い保険証の回収に来ました。新しい保険証を後日郵送します」などと言って、不審な訪問者があった場合には、絶対に保険証を渡さないで、警察や国保年金課に連絡してください。

☎国保年金課 年金後期係 995-1813

## 自己負担の割合は前年の所得で決定

病院で支払う金額の割合は、令和4年中の所得に基づき判定します。1割・2割・3割のいずれかです。保険証に記載されているので、確認してください。

# 令和5年度介護保険料

7月から普通徴収が始まります



介護保険は40歳以上の人が入会して介護保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを費用の一部負担で利用できる仕組みです。

## 保険料の納め方

### ①第1号被保険者(65歳以上の人)

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず支払い方法を確認してください。

#### ●特別徴収

年金の定期払い(年6回)から保険料が天引きされます。

☑年金が年額18万円以上の人

#### ●普通徴収

納付書を使用し、指定(代理)金融機関または、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付するか、口座振替で納付してください。

☑年金が年額18万円未満の人

☒●令和5年度からクレジットカード決済は利用でき

ません。●65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

### ②第2号被保険者(40歳~65歳未満の人)

加入している医療保険料と合わせて徴収されているため、介護保険料の通知は届きません。

## 滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

## 保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。詳しくは介護保険課へ問い合わせてください。

☎介護保険課 995-1821